

現場施工体制確認の実施要領

現場施工体制確認の処理要領

平成27年5月制定

瀬戸内市

# 現場施工体制確認の実施要領

## 1. 工事現場における施工体制の確認

1) 対象工事：請負金額2,500万円（建築一式工事：5,000万円）以上の工事を対象とする。  
ただし、下請状況の確認については、全ての工事（2,500万円未満含む。）を対象とする。

2) 確認内容：

○技術者同一性等の確認／工事着手前

- ①届出された監理(主任)技術者本人であることを、監理技術者の場合は資格者証、主任技術者の場合は顔写真入り名札により確認する。
- ②監理技術者の場合は、資格者証（「有効期限」欄）及び講習修了証（「修了年月日」欄）により資格者証の有効期限、講習終了日から5年以上経過していないことを確認する。
- ③監理技術者の場合は、資格者証（「所属建設業者」、「交付年月日」欄）により所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係について確認する。恒常的な雇用関係については、入札日（指名競争入札の場合）を基準日とし、3ヶ月以上の雇用関係にあることを確認する。
- ④工事カルテ（CORINS）の登録について確認する。

○技術者専任制等の確認／工事施工中（概ね一ヶ月に一回以上）

- ①監理(主任)技術者の専任制の確認、監理技術者については資格者証及び講習修了証の携帯状況を確認する。
- ②建設業許可票（下請業者含む。）の標識を公衆が見やすい場所に設置しているか確認する。
- ③建設業退職金共済等への加入状況及び標識の掲示（建設業退職金共済のみ）について確認する。
- ④労災保険関係成立票の掲示等について確認する。

○下請状況の確認／工事施工中（適宜、一回以上）

- ①施工体制台帳が提出されていない場合は、元請作業員が作業を行っていることを確認する。
- ②施工体制台帳について、「**2. 施工体制台帳の確認**」により確認する。
- ③施工体制台帳が現場に備え付けられていることを確認する。また、提出済みの写しと比べ、記載内容に変更等はないかを確認する。
- ④施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に設置しているか確認する。
- ⑤元請負人の監理(主任)技術者が、工事の施工に実質的に関与していることを確認する。
  - ・発注者との協議において主体的な役割を果たしているか
  - ・工程、品質、出来形管理において主体的な役割を果たしているか
  - ・下請負人との調整、指導監督において主体的な役割を果たしているか
- ⑥一括下請負でなく、施工体制台帳の内容により、それぞれ元請作業員、下請作業員が作業を行っていることを確認する。
- ⑦下請負人の主任技術者（下請負金額2,500万円以上（建築一式工事：5,000万

円)は専任)がいるか確認する。

- ⑧下請負人に無許可業者がいる場合は、500万円（建築一式工事：1,500万円）以上の下請負をさせていないことを確認する。
- ⑨下請負人は、建設業法による営業停止を命じられていないか、または指名停止を受けていないか確認する。確認は元請負人への聞き取りにより行うものとするが、必要に応じて監理課ホームページ掲載の「建設業監督処分一覧」等により確認する。

3) 確認者：工事担当者とする。

4) 確認様式：**様式1**「工事概要調書」及び

技術者同一性等の確認については、

**様式1-1**「工事現場における技術者同一性等チェックシート」による。

技術者専任制等の確認については、

**様式1-2**「工事現場における技術者専任制等チェックシート」による。

下請状況の確認については、

**様式1-3**「下請状況チェックシート」による。

5) 確認様式の保管者：工事完了後、工事担当者が復命書類に添付して保管する。

## 2. 施工体制台帳の確認

1) 対象工事：下請契約を締結する全ての工事を対象とする。

2) 確認内容：①施工体制台帳に必要事項が書き込まれていることを確認する。

②施工体制台帳の添付資料が揃っていることを確認する。

3) 確認者：工事担当者とする。

4) 確認様式：**様式1-4**「施工体制台帳チェックシート」による。

5) 確認様式の保管者：工事完了後、工事担当者が復命書類に添付して保管する。

## 現場施工体制確認の処理要領

### 1. 工事現場における施工体制の確認の処理

- ① 監理(主任)技術者の専任制に疑義がある場合、指示書により是正措置を求めるものとする。
- ② 監理(主任)技術者の工事施工への実質的な関与に疑義がある場合は、専任制に疑義があるケースとなるので、①に準じて処理するものとする。
- ③ 施工体制台帳と異なる内容で現場の施工がなされていることを確認した場合は、指示書により是正措置を求めるものとする。
- ④ 施工体制台帳の不備、施工体系図、建設業許可票、建設業退職金共済の標識、労災保険関係成立票が未掲示の場合は、指示書により是正措置を求めるものとする。

### 2. 工事現場における施工体制の確認の重点処理

- ① 監理(主任)技術者の専任制及び一括下請の禁止に抵触する疑義が生じた場合は、その都度、当該確認様式により検査員(契約管財課参事)まで報告するものとする。
- ② 工事の施工において、一連の指示、指導に対して是正する意志がないなど悪質と判断される場合、契約解除等を検討する。また、必要に応じて「瀬戸内市建設工事等請負業者指名停止要綱」に従って適切に対応する。

### 3. 建設業許可部局への通知

確認により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「適正化法」という。)第11条各号のいずれかに該当(違反)すると疑うに足りる事実を把握したときは、**様式2**により契約管財課から建設業許可部局(岡山県土木部監理課建設業班)にその事実を通知するものとする。

適正化法第11条各号に掲げられている事項

- a 建設業法第28条第1項第3号(他法令に違反し、建設業者として不適当)
- b 建設業法第28条第1項第4号(一括下請負)
- c 建設業法第28条第1項第6号(無許可業者との下請負契約)
- d 建設業法第28条第1項第7号(非特定建設業者との政令額以上の下請負契約)
- e 建設業法第28条第1項第8号(営業停止又は営業禁止されている者との下請負契約)
- f 適正化法第13条第1項(施工体制台帳の写しの提出義務違反)
- g 適正化法第13条第2項(現場施工体制の点検の拒絶)
- h 適正化法第13条第3項により読み替えて適用する建設業法第24条の7第4項(施工体系図の作成及び掲示)
- i 建設業法第24条の7第1項(施工体制台帳の作成及び建設工事現場への備え置き)
- j 建設業法第24条の7第2項(下請負人の元請負人に対する再下請負通知)
- k 建設業法第26条(主任技術者又は監理技術者の設置等)
- l 建設業法第26条の2(専門技術者の設置等)